

保育原理

<保育の理念>

* 「保育」とは「養護」し「教育」する営み

「養護」=こどもの生命の保持&情緒の安定を図るための援助・関わり

(例)一人一人の子どもの生理的欲求が十分に満たされるように

(例) 調和・食事・休息・安定感・安心して気持ちの表出・心身の疲れが癒されるように

「養育」=こどもを経済的に養い、育てていく保護者のかかわり

「育児」=保護者が我が子を育てる営み

「幼児教育」=保育の営みのうち特に大人が意図して教育的な関わりに力点

1989年「児童の権利に関する条約」国連で採択



基本原理:子どもの最善の利益 = 現在を最もよく生きる

児童の意見は、年齢及び成熟度で考慮

その5年後

1994年(平成6年)日本が批准(ひじゅん)

「保育所保育指針」とは

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に基づいて厚生労働大臣告示の保育所運営の指針

※保育所保育指針1章総則「保育所の役割」

(1) 児童福祉法に基づき 健全な心身の発達を図り 子どもの最善の利益を考慮し 福祉を積極的に増進することに 最もふさわしい生活の場

(2) 保育所保育の特性

- ・ 専門性を有する職員による保育(保育士の専門性、倫理観の概念)
- ・ 家庭との緊密な連携の下に行われる保育
- ・ 環境を通して行われる保育
- ・ 養護及び教育を一体的に行われる保育

【全国保育士会倫理綱領】
・ 人間観
・ 子ども観

※保育所保育指針3章「保育の内容」ねらい及び内容が記されている

・養護 = こどもの生命の保持 + 情緒の安定 (保育士が行う援助や関わり)

・教育 = 子供が健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助

教育の5領域 = 「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」

↑ 子どもの発達の側面から区分された領域(×経験する活動領域ではない)

ねらい…保育を通じて育みたい資質・能力を子どもの生活する姿から捉えたもの(…ようにする)

内 容…子どもの生活やその状況に応じて保育士が適切に行うべき事項(…対応・努める・援助)

<保育の場>

施設型給付…市町村の確認を受けた施設の財政支援

- ・ 保育所 (実施義務は**市町村!**・設置義務は**都道府県!**)

<認可保育所に必要な施設>

- ・遊戯室(2歳以上)
- ・乳児室 or ほふく室(2歳未満)
- ・医務室
- ・便所
- ・調理室
- ・屋外遊戯場 or 近所の公園(2歳以上)

<保育所の職員配置>

0歳 … 3:1
 1歳・2歳 … 6:1
 3歳 … 20:1
 4歳・5歳 … 30:1

- ・ 幼稚園
- ・ 認定こども園(0歳～就学前)4001件
 - 幼保連携型 2785件 学校かつ児童福祉施設(保育教諭=幼稚園教諭+保育士資格)
 - 幼稚園型 682件 学校(幼稚園+保育所機能)
 - 保育所型 474件 児童福祉施設(保育所+幼稚園機能)
 - 地方裁量型 60件 幼稚園機能+保育所機能
- ・ 認可外保育施設 約7800か所、20万人のこども
 - ・ ベビーホテル : 夜間・宿泊OK
 - ・ 事業所内保育施設
 - ・ 僻地保育所
 - * 都道府県知事への届け出が必要 (認可を貰うのではなく届け出だけでOK)
 - * 定員6名以上の施設は立ち入り検査行う (保育環境と質の維持)

幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育保育施設・小規模保育や家庭的保育をしている事業が幼稚園機能をプラス

地域型保育給付…市町村の確認を受けた施設の財政支援

- ・ 地域型保育事業 公費給付対象!市町村による認可事業。
 - ① 小規模保育(6~19名)
 - * A型(全員保育士)とB型(1/2保育士)は保育所配置基準+1名の人員配置
 - ② 家庭的保育 : 家庭的保育者の自宅などで行う
 - * 家庭的保育者は市町村長が認定する
 - * 家庭的保育者:厚生労働省令で定める者(保育士、看護師、幼稚園教諭など)
 - * 家庭的保育事業ガイドライン遵守 厚生労働省2009年定める
 - ・1日 **8時間**まで
 - ・子供 **3人**以下 *補助者が居るときは **5人**まで
 - ・ **9.9m²**以上(専用の部屋を用意する)
 - ③ 居宅訪問型保育 : 重度の障害がある児童に対する保育
 - ④ 事業所内保育 : 従業員だけでなく地域の子を受け入れるなら公費支給

<子どもの発見>

ルソー：フランスの思想家 身分制社会を批判 著『人間不平等起源論』『社会契約論』『エミール』…子どもの善性を大切に「自然教育・人間教育・事物教育」を推奨 教育的介入をせず体験から理解する＝消極教育

フレーベル：ドイツ『人間の教育』…人間のうちに宿る神性を引き出す
1840年世界初の幼稚園「遊び及び作業教育所」(教育実習の場キンダーガーデン)を開設
「恩物」おんぶつ:積み木による教育

<保護施設の創設>

オーベルラン：フランスの牧師 “子どもの**保護**”を目的として世界で最初の**幼児保護施設**をつくった 女性に**編み物**を教える学校を設置、その生徒の子の施設で生活習慣、マナーを重視 救民救済 農村支援

ベランダで幼児を保護して編み物教室

オーエン：イギリス工場経営者 「**性格形成**学院」⇒「幼児学校」(戸外活動・実物教授・直感教授) 生まれながらの素質と環境による後天的な影響を重視 世界初の保育所

応援ウエンウエン泣く子は性格形成しちゃうよ!

マクミラン姉妹：イギリスロンドンスラム街に「保育学校」。ナーサリースクールのモデル **貧困**家庭の子どもを預かり生活習慣の形成のため1日3回の**給食**

マックの給食、貧しいサリーちゃん

ペスタロッチ：**民衆教育の父** ルソーの影響 スイスで貧民の子どもの教育 孤児院、イヴェルドン学園など創設 『白鳥の歌』『リーンハルトとゲルトルート』『**隠者の夕暮**』『幼児教育書簡』

“生活が陶冶(とうや)する” 労働・作業を通じて学ぶ「**労作教育**」

「教え込み」よりも合自然的な生活の中で直感「**直接見る経験**」を重視＝**直感教授**

ロッジで隠者生活 心と手と頭の3つの調和

<新教育運動と幼児教育>

デューイ：アメリカシカゴ“**実験学校**”を設立 教育は「**経験**の継続的な再構成」と定義 学校は共通の目標に向かって活動する「**共同体**」『**学校と社会**』

お〜い！経験が一番！実験学校問題解決！

アイザックス：イギリスでデューイの影響を受けて実験的教育 子どもの思考の合理性を解明 幼児の知的興味を満たす本格的な科学的実験を採用 教師は子どもの心の葛藤を理解し、興味を後押しすることが重要 保護者の役割は ①遊び仲間 ②共同探求者 ③活動モデル

モンテッソーリ：イタリアローマのスラム街「**子どもの家**」建設＝感覚教育→感覚教具・備品は子どもサイズ 『**子どもの発見**』子どもの内には創造的態度がある オルタナティブ教育のひとつ

子どもの家にもってSorry～！戻ってきて！

＜保育思想における重要人物＞

シュタイナー：「アントロポゾフィー(人智学)」という価値観。自由ヴァドルフ学校を創設
オルタナティブ教育

コダーイ：ハンガリーの民謡研究

ボウルビィ：イギリスの児童精神科医 ホスピタリズム研究 愛着＝アタッチメント理論を提唱

アリエス：『＜こども＞の誕生 アンシャン・レジーム期の子供と家族生活』

エレン・ケイ：スウェーデンの女性運動家 20世紀は『児童の世紀』1900年

※ 世界初の幼稚園はフレーベル 初！フレーふれ～！

※ 世界初の保育所はオーエ(ウエ)ン 初！応援するよ！

※ 「ヘッドスタート・プログラム」

1965年に設立。貧困による発達の不利を就学前(3～5歳)に解消するアメリカのシステム。

「豊かで楽しい経験」「美しい情操を養う」がモットーで現在も継続されている。

2000年には、3歳児以下を対象とした「アーリー・ヘッドスタート・プログラム」も開始した。

※ 「オルタナティブ教育」

必要以上に介入せず自由で自発を促す。学校の枠にとらわれず自主性を育てる。

<日本の幼児教育の歴史>

1872年(明治5)「学制」公布 立身出世の教育

1876年 東京女子師範学校附属幼稚園(お茶の水)フレーベル式の**日本初の幼稚園** *上流階級向け!

主任保姆:ドイツ人松野クララ、豊田英雄(ふゆ)、近藤浜(はま)

1880年 桜井女学校附属幼稚園 桜井ちか **日本初の私立幼稚園**

1890年 新潟静修学校(新潟の私塾)…赤沢鐘美(あつとみ)1908年守孤扶独幼稚園保護会と名付ける

日本初の託児事業 ⇒ **日本初の保育園** (しゅこふどくようちじほごかい)

1890年 **農繁期託児所**…笈雄平(かけいゆうへい)

1900年 二葉幼稚園 *貧民向け!野口幽香(ゆか)、森島峰が東京に開設 1916年二葉保育園と改称

1917年 倉橋惣三(そうぞう)が東京女子師範学校附属幼稚園(お茶の水)の主事に就任。

恩物中心を排して自由な遊びを活かす「**誘導保育**」を提唱

1926年(大正15)「幼稚園令」公布 保姆免許状

1938年(昭和13) 社会事業法の成立 国庫補助(農繁期託児所・戦時託児所)

1946年(昭和21)「**日本国憲法**」公布

1947年(昭和22)「**教育基本法**」「**児童福祉法**」託児所 → 保育所

1948年(昭和23)「保育要領」刊行 幼児教育のあり方・家庭協力のあり方

1950年(昭和25)「保育所運営要領」保育内容3つ:保健指導、生活指導、家庭整備

1956年(昭和31)「幼稚園教育要領」刊行

1965年(昭和40)「**保育所保育指針**」制定

【保育所運営要領】 保護者に代わって**文化的、衛生的**習慣を養う
児童福祉の立場から児童の保護者を**指導**する
保育所の社会的使命を果たす

その後 1990年改定 5領域設定

2000年改定 子どもの最善の利益 保育士の専門性・倫理観

2008年改定 養護と教育の一体化・小学校との連携・保護者支援

厚生労働大臣告示…法的拘束力を持つ

内容スリム化…基本原則だけを示し創意工夫(独自性・地域性)可能

2017年告示 9年ぶりに大きく改定 2018年施行

①2015(平成27)年度から子ども・子育て支援新制度が施行されたこと

②0~2歳児を中心とした保育所利用児童数が増加していること

③児童虐待相談件数が増加していること

1989年国連で採択 「**児童の権利に関する条約**」

基本原理:子どもの最善の利益=現在を最もよく生きる

児童の意見は、年齢及び成熟度で考慮

その5年後 ↓ 日本が批准(ひじゅん)

1994年(平成6) 「**児童の権利に関する条約**」

2012年(平成24) 「**児童福祉施設の設備及び運営に関する基準**」

2014年(平成26) 「**幼保連携型認定こども園教育・保育要領**」策定

<子育て支援政策>

1990年(H2) 1.57ショック

1994年(H6) 「エンゼルプラン」 「緊急保育対策5か年事業」

…育児休業給付、一時預かり、子育て支援センターの充実

1999年(H11) 「新エンゼルプラン」 「少子化対策推進基本方針」

…時短、育児休業促進、ファミリーサポートセンターの充実

101人以上の労働者を雇用する事業主
2024年(H30)までの時限立法

2002年 「少子化対策プラスワン」 …男性の働き方

2003年 「次世代育成支援対策推進法」 …次世代育成行動計画を事業主に義務付ける

「少子化社会対策基本法」施行 …「内閣府」に対策会議を設置

この頃 保育事業中心の施策から働き方の見直しを含む幅広い施策へ転換

2004年(H16) 「子ども・子育て応援プラン」 「少子化社会対策大綱」(2004～2009まで) …若者の自立支援

2007年 「仕事と生活の調和」憲章…ワーク・ライフ・バランス②の実現目指す

・親の就労と子どもの育成の両立) 2つを同時に支援
・家庭における子育て

この頃 少子化対策から子ども子育て支援③ と待機児童問題に視点を変える

2010年 「こども・子育てビジョン」…①チルドレン・ファースト(子どもが主人公)②.③3つの理念を掲げる

「こども・子育て新システム」…多様な事業者の保育への参入促進

2012年(H24) 「こども・子育て関連3法」…幼稚園、保育園、こども園への給付一本化、こども園の普及拡充

2013年 「待機児童解消加速化プラン」…2017年度までに待機児童解消を目指す

2015年(H27) 「子ども・子育て支援新制度」施行…地域型保育の新設、幼保連携型こども園の普及促進

2017年 「待機児童解消加速化プラン・ターゲットの年」…全国的な保育ニーズのピークを迎える

2015年の2年間で20万人確保
※2017年末に50万人確保

<保育の必要性>

保育の必要性の認定…市町村長が認める

すべての子どもが以下の認定区分に分けられる

1号	2号	3号
3歳以上で理由なし (教育のみを希望する場合)	3歳以上で 保育の必要性理由あり	3歳未満で 保育の必要性理由あり
幼稚園	地域型保育事業(小規模保育) 保育園 … 市町村へ申請	
認定こども園 … 直接申請		

<保育の環境>

- (人) 人的環境 = 保育士など
- (物) 物的環境 = 施設や遊具
- (場) 自然や社会の事象 = 国の体制

環境との相互作用によって学びを深める

- ・豊かな心情
- ・意欲
- ・態度
- ・新たな能力

<子どもの発達>

保育所保育指針2章「子どもの発達」

1. 大人に生命を守られ 愛され 信頼され 情緒が安定し 信頼感が育つ 環境に興味や関心を持ち 自発的に働きかける 次第に自我が芽生える
2. 環境に主体的に関わることにより 心身の発達が促される
3. 大人との信頼関係を基にして子ども同士の関係を持つようになる 相互の関わりを通じ身体的・知的・情緒的・社会的・道徳的な発達が促される
4. 乳幼児期は生理的 身体的な諸条件 生育環境の違いにより 一人一人の心身の発達の個人差が大きい
5. 遊びを通して 仲間との関係を育み その中で個の成長も促される
6. 乳幼児期は生涯にわたる生きる力の基礎が培われる時期 身体感覚を伴う経験により 豊かな感性 好奇心 探究心 思考力が養われる それがその後の生活や学びの基礎になる

<発達過程> 一人一人の子どもがたどる発達の道筋や順序性にみられる共通の姿 年齢ではない！

発達過程はあくまで1つの指標であり参考にするには大切だが、子どもの個別性を大切にして 個別的に発達を捉えること

子どもの発達過程の8区分

- ① おおむね6か月未満
- ② // 6か月～1歳3か月
- ③ // 1歳3か月～2歳未満
- ④ // 2歳
- ⑤ // 3歳
- ⑥ // 4歳
- ⑦ // 5歳
- ⑧ // 6歳

・子どもの発達の連続性 × 遊びの連続性ではない

・子どもの生活の連続性 = 家庭と園での生活が「つながりを持っている」

<保育所・保育士が有する6つの技術>

- ・ 遊びを展開する技術
- ・ 保護者支援の技術
- ・ 成長、発達への援助
- ・ 生活への援助
- ・ 環境の構成
- ・ 関係の構築

<障害児への理解と保育>

- 1.計画を個別に作成 ⇒ 指導計画にとらわれず柔軟に保育
一人一人の子どもの発達過程を把握
子どもが望ましい方向に向かって自ら活動を展開できるよう援助
- 2.指導計画 ⇒ 障害の状態を把握し 適切な環境の下 他の子どもと共に成長できるよう位置づける
- 3.専門機関との連携
 - ・コンサルテーション…異なる専門性をもつ複数の者と話し合うプロセス
 - ・スーパービジョン … 機関の管理運営責任者と職員が双方間のやり取りを行い専門家としての熟成を図るプロセス

スーパーバイザー

<指導計画の作成上で気を付けること>

子どもの実態や取り巻く状況の変化など保育の過程を記録

3歳未満:個別的な計画

3歳以上:個の成長と共同的な活動が促されるように配慮する

全体的な計画(包括的に示すもの) → 具体的な計画(指導計画・保健計画。食育計画)

デイリープログラム(日課)…一日の流れ、活動の基本を定めたもの

<保育の記録>

保育所児童保育要録=小学校へ連絡するため作成

<苦情の解決>

施設長…苦情解決責任者

その下に…解決担当者を決めて 全ての職員間で共通理解のもとで解決する

<保育所の自己評価> *保育所の場合、第三者評価は法律では定められていない

保育の計画の展開・自己評価結果 ⇒ 公表 保育の質と向上のため

- ・全職員による共通理解を持って取り組む
- ・保護者の理解及び協力を得るよう努める
- ・自己評価ガイドライン(4つの柱)

- ・保育理念
- ・子どもの発達援助
- ・保護者に対する支援
- ・保育を支える組織的基盤

<虐待や不適切な養育が疑われる場合>

児童相談所へ通告 *通告義務は守秘義務より優先!

要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)

*「児童福祉法」地方公共団体が設置する(努力義務)。

*要保護児童、要支援児童、特定妊婦の発見と保護が目的 この協議会で検討

<体罰はいかなる場合も行ってはならない>

体罰で正常な倫理観を養うことはできず、児童に力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為などの連鎖を生む恐れがある

<貧困と格差>

日本の子供の相対的貧困率:16.3%(2012年) 国際的に高い!

<少子化>

日本の合計特殊出生率:(2014年は、1.42% 9年ぶりに低下した)

⇒2015年は、1.45%(2016/12/5 厚労省発表)

2005年過去最低1.26%を記録した

人口減少に伴い 出生率<死亡率

<保護者支援の基本> 保育所保育指針6章

①～⑦ そのうち(例)

- ④保護者の養育力の向上に資するよう、適切に支援すること:保育の行動見本を積極的に示す
- ⑤保護者の気持ちを受け止め、相互の信頼関係を基本に保護者一人一人の自己決定を尊重

<保育士の定義> ☆児童福祉法18条で保育士資格が規定される☆

- 児童福祉法18条の4…保育士とは。児童の保育及び保護者への保育に関する指導。
- // 6…保育士資格の取り方(都道府県知事の定める学校にてetc)
 - // 21…信用失墜行為の禁止
 - // 22…**秘密保持義務** 保育士でなくなった後も!
 - // 23…名称独占資格 保育士でない者が称した場合罰金

*この場合のみ指導。支援ではない

<世界の保育>

レヅジョ・エミリア・アプローチ(芸術的創作活動を取り入れている) … 北イタリア

テファリキ(国の幼児教育統一カリキュラム)0～5歳 … ニュージーランド

エコール・マテルネル(母親学校)3～5歳 … フランス

プレイグループ(ボランティア)3～5歳 とか ナーサリースクール2～5歳 … イギリス

<世界の教育プログラム>

アメリカ…ヘッドスタート計画

イギリス…シュアスタート1998年(貧困地域の就学前の子どもとその家族を対象とした補償保育)